



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

27	介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(長寿社会課)..... 1
28	紀北地域森林計画の樹立	(林業振興課)..... 1
29	紀中地域森林計画の変更	(")..... 2
30	紀南地域森林計画の変更	(")..... 2
31	保安林の指定の解除	(森林整備課)..... 2
32	〃	(")..... 2
33	〃	(")..... 2
34	保安林予定森林	(")..... 3
35	保安林の指定施業要件変更予定	(")..... 3
36	保安林の指定施業要件の変更	(")..... 3
37	〃	(")..... 4

告 示

和歌山県告示第27号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成29年1月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3071700870	株式会社プランテーション	ヘルパーステーションわかかな	和歌山県紀の川市粉河1622番地1	訪問介護	平成28.12.1	平成34.11.30
				介護予防訪問介護	平成28.12.1	平成30.3.31
3072000650	株式会社旭誠	訪問介護ステーションリンクス	和歌山県御坊市湯川町財部954-1	訪問介護	平成28.12.1	平成34.11.30
				介護予防訪問介護	平成28.12.1	平成30.3.31
3061790063	株式会社なかまメディア	サンケア訪問看護ステーション	和歌山県紀の川市古和田174-24	訪問看護	平成28.12.1	平成34.11.30
				介護予防訪問看護	平成28.12.1	平成34.11.30

和歌山県告示第28号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき紀北地域森林計画を立てたので別紙のとおり公表する。

なお、別紙は省略し、和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、海草振興局農林水産振興部林務課、那賀振興局農林水産振興部林務課及び伊都振興局農林水産振興部林務課に備え付け、縦覧に供する。

平成29年1月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第29号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき紀中地域森林計画を変更したので別紙のとおり公表する。

なお、別紙は省略し、和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、有田振興局農林水産振興部林務課及び日高振興局農林水産振興部林務課に備え付け、縦覧に供する。

平成29年1月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第30号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項及び同法第39条の4第1項の規定に基づき紀南地域森林計画を変更したので別紙のとおり公表する。

なお、別紙は省略し、和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、西牟婁振興局農林水産振興部林務課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課に備え付け、縦覧に供する。

平成29年1月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第31号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成29年1月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町大字熊井字岩楠部693の6
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

和歌山県告示第32号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成29年1月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町大字熊井字岩楠部693の6
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 解除の理由 道路用地とするため

和歌山県告示第33号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成29年1月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 田辺市中辺路町野中字上向井2162の5
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第34号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年1月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町大字南大居字イセガ谷2556、2556の1から2556の3まで、2557、2557の1、2558から2563まで、2563の1、2564から2566まで、2567の1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字イセガ谷2556・2556の1から2556の3まで・2557・2557の1・2558・2564から2566まで・2567の1
(以上11筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第35号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年1月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第36号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成29年1月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第37号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成29年1月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 西牟婁郡白浜町 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)